

令和4年度包括外部監査の 結果に対する措置等について

監査テーマ 水道事業に関する財務事務の執行について

八・二二

- 1 令和4年度包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置状況 ······ 1
- 2 （参考）令和4年度包括外部監査の結果に付された意見に対する対応状況 ······ 3

1 令和4年度包括外部監査の結果（指摘事項）に対する措置状況

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
1 固定資産台帳の名称の不備の是正 <p>監査人が固定資産台帳に記載された固定資産を点検したところ、「資産名称不明」という不明確な名称の記載があり、固定資産の内容を特定することができないものがあることが判明した。</p> <p>名称が不明な資産を調査し、固定資産台帳にその名称を記載するよう改める必要がある。</p> <p>なお、他の水道営業所及び浄水場でも同様の事例がないかを精査して是正することが望まれる。</p> <p>(令和4年度包括外部監査結果報告書P70)</p>	<p>該当所属である厚木水道営業所において、指摘された「資産名称不明」としていた固定資産について確認を行い、存在が確認されたものは適切な名称に変更し、不存在だったものは除却処分を行った。</p> <p>他の水道営業所等で、固定資産台帳（固定資産明細書）の資産名称において「資産名称不明」と記載しているものは存在しなかつたが、今後、固定資産実地照合時に、名称が不正確なものを見扱した場合は補正する。</p>	財産管理課（厚木水道営業所）
2 固定資産台帳の除却手続漏れの是正 <p>固定資産台帳の記載を点検し、任意に抽出した固定資産を現地視察したところ、存在していないにもかかわらず固定資産台帳に記録されているものがあることが判明した。</p> <p>水道事業における固定資産の有無及び維持管理に固定資産台帳が用いられるに鑑みると、その正確な記載が求められることから、既に固定資産として存在しない記載は削除するよう改める必要がある。</p> <p>なお、他の水道営業所及び浄水場でも同様の事例がないかを精査して、正確な固定資産台帳の記載となるように是正することが望まれる。</p> <p>(令和4年度包括外部監査結果報告書P71)</p>	<p>該当所属である寒川浄水場及び藤沢水道営業所において、指摘された現物が存在しない固定資産については、除却処分の上、台帳の記載を削除した。</p> <p>他の水道営業所等でも、固定資産台帳（固定資産明細書）と現物が不一致となる可能性が高い動産を中心に固定資産実地照合において計画的に確認し、今後、同様の事例があった場合は速やかに除却処分の上、台帳から記載を削除する。</p>	財産管理課（寒川浄水場、藤沢水道営業所）
3 適正な点検計画の策定 <p>水道施設維持管理マニュアルや経営計画では、定期的な点検補修に取り組むことが記述されているところ、水管橋に関しては重点的に点検がなされ100%を超える実施率になり、その他の多くの項目でも100%前後の実施率となっていた一方で、減圧弁の定期点検などでは70%前後の実施率、仕切り弁（基幹管路）の詳細点検では26%の実施率となっていた。</p> <p>点検の頻度、優劣、方法などを検討した上で、実現可能な点検計画の策定をするよう改める必要がある。</p> <p>(令和4年度包括外部監査結果報告書P88)</p>	<p>指摘を踏まえ、必要かつ実現可能な点検計画を策定するため、令和4年度に水道営業所職員を含めた検討会において、水道法等の趣旨・内容を考慮し、当庁の水道施設に即した点検箇所・内容・頻度等を見直した内容を反映させた水道施設維持管理マニュアルに改正（令和5年4月適用）した。</p>	水道施設課
4 簿外の貯蔵品の適正な管理 <p>各水道営業所の貯蔵品の保有状態を現地視察したところ、「簿外」として保管されている部材を確認した。</p>	<p>簿外貯蔵品として指摘されている、配水管の更新工事等を行った際に生じた余剰又は再利用可能な部材についての取扱いに</p>	財産管理課

監査の結果（指摘事項）	措置の内容	所管室課
<p>部材を安易に破棄しないで無駄が生じないよう取り組む姿勢は評価することができるものの、実地棚卸の目的にあるとおり、貯蔵品の実在高を確認し、適正な期間損益の算出をする必要があることに加え、簿外管理をしていると、厳格な管理をできなくなるおそれがあることから、固定資産管理規程第57条及び同運用通知第4に基づく適正な貯蔵品管理が行われるよう改める必要がある。</p> <p>（令和4年度包括外部監査結果報告書P91）</p>	<p>については、実務上の取扱を考慮した対応ルールを検討し、適切に管理する。</p>	

2 (参考) 令和4年度包括外部監査の結果に付された意見に対する対応状況

意 見	対 応 の 内 容	所管室課
1 寒川浄水場の設備取得の検討 老朽化した寒川浄水場の中央監視設備等の更新予算を7億円確保している一方で、浄水場廃止後の同浄水場の設備の除却等の検討予算を設定しており、将来の浄水場の廃止計画と同浄水場の設備の維持管理の議論が並行して行われている。 廃止が見込まれる浄水場の設備の取得は、廃止後にどのように再利用するかなども検討して、その意思決定を行うことが望まれる。 (令和4年度包括外部監査結果報告書P30)	浄水場は水道事業における重要な施設であり、施設の存続中は機能維持を図る必要があることから、耐用年数を超えた設備は適切な時期に更新を行ってきたが、今後廃止が見込まれる浄水場の設備取得については、廃止時に資産の償却期間が残らない取得に努めるとともに、令和5年度以降については、既存設備の延命化などにより、設備取得を抑えるよう取り組んでいく。寒川第2浄水場廃止後の再利用可能な設備については、運用を継続する寒川第3浄水場への移設等を行う。	浄水課(寒川浄水場)
2 料金体系の見直しの検討 15年以上にわたり料金改定を行っておらず、また、直近の改定は全体的な水準の引上げであり、料金体系は大きく変更していない。料金を設定する際に基準とする期間については、日本水道協会の水道料金算定要領では、「概ね将来の3年から5年を基準とする」とされているため、長期的な財政収支見通しに基づき3年から5年程度を基準として水道料金を設定することが望まれる。 水道法では、水道事業者に水道料金の定期的な検証を求めておりのことから、社会経済状況の変化等にも機動的に対応できるように、水道料金の妥当性を定期的に検証する仕組みも検討することが望まれる。 (令和4年度包括外部監査結果報告書P48)	水道料金の設定については、令和4年3月に神奈川県営水道事業審議会を設置し、水道料金のあり方についても調査・審議が行われている。令和5年中に答申が出される予定であり、それを踏まえ、県営水道では水道料金体系等の見直しを検討していく。 水道料金の定期的な検証については、これまででも、5年程度を計画期間とする経営計画の策定にあたり、水道料金収入を含めた財政収支見通しを精査する取組を実施しており、今後も、水道料金の妥当性について定期的な検証を続けていく。	経営課
3 契約書文言の検討 配水池建築工事基本設計業務委託契約書の条項には「仮設物」という文言が出てくるが、この契約は設計業務の委託であるから、「仮設物」が必要な事案であるとは思われない。また、別の契約書では受注者の契約不適合責任について、よりふさわしい表現に改めることが望まれる。 ただし、上記の契約書はいずれも国の定めた標準契約書をもとにしていることから、企業庁がこれに加除訂正をしづらい側面がある。 契約書の文言は将来、当事者間で紛争が生じた	契約書の文言「仮設物」について、不要な事案である場合は、適宜修正を行う方向で、今後、企業庁内で周知を図る。 また、条文内容をよりふさわしい表現に改めることについては、工事に関する契約制度の変更や実際の契約締結時に条文の見直しが必要と判断した場合に、他自治体や国の契約書の状況を適宜確認する。	会計課

意 見	対 応 の 内 容	所管室課
<p>ときの判断基準になるから、不要な条文については、特約条項でその条文が適用されないことを明記し、よりふさわしい表現があるならば、そのような記載に改めることが望まれることから、標準契約書を定めた国に対して確認することを検討してもらいたい。</p> <p>(令和4年度包括外部監査結果報告書P66)</p>		
<p>4 総合評価方式の採否</p> <p>総合評価方式による入札は、工事の質の向上や業者の育成などの利点があり、複雑な技術を要する契約においては、大いに活用すべきであるが、水道管の入替えや布設などの場合、比較的定型的であり、総合評価方式による入札を採用すると、入札事務が煩雑で現場の職員に大きな負担を掛けるだけでなく、入札者が少なく入札自体が成立しないこともある。</p> <p>そのような中、企業庁では、総合評価方式による入札について、一定の件数を確保することが望ましいという傾向が見られるが、一定の件数を確保するという形式的な基準ではなく、契約の実情や内容といった実質的な基準を積極的に用いて、総合評価方式による入札を採用するかどうかを決めることが望ましい。</p> <p>(令和4年度包括外部監査結果報告書P67)</p>	<p>令和4年度からは複数のタイプがある総合評価方式の種別のうち、これまで導入していた「特別簡易型（I）」の評価項目を更に簡易とした「特別簡易型（II）」を新たに導入し、中小規模で定型的な工事の入札事務の負担軽減を図った。</p> <p>併せて、各所属における総合評価方式の採用については、一定の件数を確保するという形式的な基準ではなく、技術的提案を求めたい場合や技術的提案を求めないが技術者の施工実績を求めたい場合など、運用ガイドラインに定める、タイプ別の選定条件を踏まえ、総合評価方式を採用するに相応しい工事を発注所属で選定することとした。</p>	計画課
<p>5 固定資産台帳上の配水管の補正</p> <p>監査人が実査した固定資産台帳には、昭和8年及び昭和10年の配水管の延長距離が合計2,300m以上残っているとの記録があるが、令和3年度にその年代の配水管が更新されたのは106.5mに過ぎなかつた。</p> <p>本来、老朽管の中で最も古い年代の配水管から更新していくことが漏水事故の防止につながると考えられるため、昭和8年及び昭和10年の配水管を管路情報システムで検索することを依頼したが、このシステムが固定資産台帳と関連付けられていないため、その検索は難しいと回答され、どの程度の延長距離が残存しているのか確認できなかつた。</p> <p>すなわち、固定資産台帳の昭和8年及び昭和10年の配水管に限定したとしても、管路情報システムに基づいて検索することが難しく、他の年代を含めると、10か所の水道営業所で相当多数の存在しない配水管が固定資産台帳に登録されている可能性が認められる。</p> <p>そこで、年代の古い配水管などに一定の基準を</p>	<p>意見を踏まえ、可能なところから誤差を埋めていくため、各水道営業所の管路情報システムに登録されている布設された管路データについて、精査を令和5年2月末までに完了し他の営業所を含め誤差は1割程度であることを確認した。</p> <p>なお、藤沢水道営業所の昭和10年以前の配水管についての誤差は約150mまで縮小させた。</p> <p>(藤沢水道営業所：固定資産台帳約2,300m、管路情報システム精査前約1,750m、精査後約2,150m)。</p> <p>残りの誤差については、現行の固定資産台帳上の延長は、資産取得時の実延長情報を基に作成後、その後除却処理された延長を減じて管理しており、一方、管路情報システム上の延長は、</p>	財産管理課、水道施設課

意 見	対 応 の 内 容	所管室課
<p>設け、点検や工事等の際に、順次、固定資産台帳記載の配水管との間の誤差を埋めるなどして、できる限り固定資産台帳の補正を進めていくことが望まれる。</p> <p>(令和4年度包括外部監査結果報告書P72)</p>	<p>実延長ではなく、高さを考慮していない平面延長を基に記載されているため、性質上、固定資産台帳（固定資産明細書）の数量と一致させることができないものである。</p> <p>そのため、できる限りの補正を完了させたが、今後、管路情報システムを更新する際には、固定資産データも管理できるようにするなど、誤差が生じないシステムを検討する。</p>	
<p>6 固定資産台帳の明細の記載事項の改善</p> <p>固定資産の現状は、固定資産台帳の「所在地」及び「明細」に記載するのが相当であるが、「所在地」及び「明細」から現状の把握が困難な記載やそれが不正確な記載が認められた。</p> <p>固定資産台帳は、地域の実情等に従って柔軟に記載内容を決められると考えられるが、現状の把握に役立たない記載は、将来の固定資産の管理に支障を生じさせるおそれがあるから、これを改善することが望まれる。</p> <p>(令和4年度包括外部監査結果報告書P74)</p>	<p>固定資産台帳（固定資産明細書）は、管理する固定資産の状況を帳簿に記録することにより、その実態を容易に把握することを目的としている。</p> <p>実態は固定資産ごとに異なることから、一律に記載内容を定めることは難しいが、目的を満たす記載となっているか、固定資産台帳と実際の資産の状態を照合する固定資産実地照合において確認していく。</p>	財産管理課
<p>7 固定資産の実地照合要領の再検討</p> <p>実施要領等に従い年1回以上の実地照合を行うことが規定されているが、長年にわたって固定資産台帳に不正確な記載がされたままになつていいながら、監査人が実査した営業所等における令和3年度の固定資産実地照合調査票では、「重点着眼事項」が全て「可」とされ、1件も「不可」がない記載となっていることから、固定資産実地照合が一部形骸化しているおそれがある。</p> <p>実地照合すべき項目及び頻度等を精査して効果的かつ現実的な実地照合を行い、それに沿つた実地照合要領の改正又は運用の改善をすることが望まれる。</p> <p>(令和4年度包括外部監査結果報告書P75)</p>	<p>これまでの実地照合は、所管する全ての資産を1年で悉皆調査しており、こうした担当者への業務負担を考慮しない画一的な調査方法が、実地照合が一部形骸化しているおそれがあるとされた理由と考えている。このような課題の解決として、近隣水道事業体における固定資産の実地照合の状況調査結果を踏まえて、次のとおり対応することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建物及び土地等、散逸するおそれのない資産については、毎年ではなく複数年（3年ごとを想定）に1回の照合とする。 ○ また定期的に保守点検されている機械及び装置等については、目視での確認が担保されていることから保守点検の記録をもって照合 	財産管理課

意 見	対 応 の 内 容	所管室課
	<p>作業に代えることも検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 目視できない配管等について、調査の対象から外す等 <p>上記の現実的で効率的な手法に改善するとともに、未稼働資産の速やかな把握や資産の除却漏れを防げるような工夫を合わせて行うことを検討し、実地照合要領等の改正を行う。</p>	
<p>8 未稼働資産の調査報告の改善</p> <p>管理主任は、毎年少なくとも1回以上、未稼働資産等があるときは、その状況報告をしなければならないところ、監査人が実査した営業所等で、未稼働資産と認められる固定資産が確認された。</p> <p>未稼働資産の調査報告も、固定資産実地照合と同様に一部形骸化しているおそれがあるので、前述した実地照合要領の改正又は運用の改善と併せて、未稼働資産の調査報告の対象及び方法の改善を検討することが望まれる。</p> <p>(令和4年度包括外部監査結果報告書P76)</p>	<p>未稼働資産の調査は実地照合と同時に行われ、次の資産について調査することとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 使用又は稼働していない資産 ② 近い将来使用又は稼働しなくなることが明らかな資産 <p>基本的に未稼働資産は行政資産の用途を廃止した、又はする予定のものであり、用途廃止の手続は別途定められている。</p> <p>本調査の対象となる資産は限定されることから、実地照合の見直しと合わせて、調査報告の対象及び方法の改善を検討する。</p>	財産管理課
<p>9 管路更新の優劣の検証</p> <p>鎌倉水道営業所が管理する配水管が破損して県道を冠水させる漏水事故が発生し、新聞等で報道された。</p> <p>漏水事故を起こした配水管は、布設年度が昭和10年であり、その原因是、腐食と推定されている。</p> <p>鎌倉水道営業所での最も古い昭和10年の配水管が9,045.06m残っている記録がある中で、令和3年度の同年代の配水管の更新が120.15m（令和3年度の全体工事の約2%）に留まっていることは疑問が生じる。</p> <p>今般、他の水道営業所を含めて、毎年の配水管の更新の優劣が適切であるかを再検証していくことが望まれる。</p> <p>(令和4年度包括外部監査結果報告書P78)</p>	<p>これまででも、漏水事故発生のリスクが高く耐震性が劣る古い管路から更新するよう努めてきたが、布設年度の古い管路の多くが、口径の大きい基幹管路であり、安定的に水を届けるためには、代わりとなる供給ルートを確保しながら進めるため、同時に施工できる箇所に限りがある。そうした中でも、基幹管路の着実な更新に向け、あらためて路線ごとに更新順位の優劣を整理し、計画的に更新できるよう取り組んでいく。また、地震災害時における断水被害を最小限に抑えるため、災害時の復旧が難しい管路の更新についても積極的に取り組んでいく。</p>	計画課、水道施設課

意 見	対 応 の 内 容	所管室課
<p>10 寒川第2浄水場の設備更新等の慎重な検討</p> <p>令和12年を目途に寒川第2浄水場を廃止する方針であるところ、廃止するまでは浄水場としての機能維持が求められる一方、廃止されれば、同浄水場の固定資産は価値を失うことになるので、将来的の廃止を見据えた無駄のない設備更新が求められる。</p> <p>廃止の方針が決まっても、具体的な廃止方法又は時期を定めることに難しさがあり、その結果、どこまで設備更新を行うべきかを一概に判断することができない側面が認められ、中央監視制御設備等の設備更新に問題があったとは言えない。今後も、浄水場としての機能を維持しつつ、廃止する方針を踏まえて慎重に検討を重ねたうえで抑制的な設備更新がなされることが望まれる。</p> <p>(令和4年度包括外部監査結果報告書P80)</p>	<p>寒川第2浄水場は運用を継続する寒川第3浄水場と一体で運用しており、分離できない設備については一体で更新せざるを得ないものの、個別に対応できる設備については、極力、抑制的な更新となるよう検討を行い、また、一部の部品交換等を行うことで機器の延命化を図るなど、廃止時に向けて過剰な投資とならないように取り組んでいく。</p>	浄水課（寒川浄水場）
<p>11 水道記念館の今後の計画的な利活用の立案</p> <p>同記念館は、平成15年3月に「参加体験型の展示施設」として耐震工事とともに約3.5億円を投じてリニューアルされ、社会科見学などに利用されている。運営は、一般財団法人かながわ水・エネルギーサービスにより行われ、運営資金は、移行時点の正味財産を原資としているが、公益目的支出が令和6年度までとされていることから、その後の運営を検討する必要がある。</p> <p>平成15年のリニューアルから現在まで20年が経過し、展示施設が古くなってきている。今後も広報施設として維持継続するのであれば、個別の修繕等を行う必要があり、今後の運営方法を早急に検討する必要がある。</p> <p>早急に今後の方針を定めて、積極的な利活用を行っていくことが望まれる。</p> <p>(令和4年度包括外部監査結果報告書P81)</p>	<p>現状、一般財団法人かながわ水・エネルギーサービスによる運営が行われているが、展示施設の老朽化を踏まえ、県営水道の学习・普及啓発施設としての機能・位置づけを含めた今後の運営方法について、令和6年度までに整理していく。</p>	経営課
<p>12 より積極的な遊休資産の処分又は利活用</p> <p>平成12年度に企業庁に対して包括外部監査が行われ、9か所の未利用地が記述され、それらを保有し管理し続けることは経営上非効率であるため、売却等を含めた取扱いを検討するように意見が出された。</p> <p>現在の遊休資産及びその令和3年度の維持管理の経費をヒアリングしたところ、杉加圧ポンプ所用地等7か所は、平成12年の包括外部監査時に前述の意見がなされた未利用地であった。</p> <p>これらの遊休資産につき維持管理費を支出しながら、増え続ける遊休資産を保有することは相当ではなく、また、この処分又は利活用には長期的</p>	<p>市街化調整区域内に所在する、また、山林や急傾斜地、狭小、不整形といった売却等の利活用が難しい条件の遊休資産が大多数であるが、市街化区域内に所在する物件については、基本的に入札による売却を目指すこととし、売却が難しいと思われる物件についても、市場調査や他水道事業体の事例等を参考にしながら、優先順位をつけて、利活用に取り組むこととした。</p> <p>なお、令和5年度より遊休資</p>	財産管理課

意 見	対 応 の 内 容	所管室課
<p>な取組みが必要となる。そこで、個別の資産の精査及びその検討事項を引き継いでいく中で、各遊休資産の実情に応じた売却方法や価格、売却以外の利活用の方策をより積極的に検討し、適正かつ効率的な運用又は処分をしていくことが望まれる。 (令和4年度包括外部監査結果報告書P82)</p>	<p>産を含む普通資産の利活用等について、企業庁内を横断して議論するべき場として、「庁有地等調整会議」を立ち上げ、所管課の協力を得ながら、利活用に向けた取組を開始した。</p>	
<p>13 行政資産の一部につき処分又は利活用の検討</p> <p>藤沢水道営業所は、旧営業所の土地建物（3階建）を倉庫等として利用し、厚木水道営業所では、統廃合した旧伊勢原水道営業所を管理し伊勢原市などに貸し出している。</p> <p>藤沢水道営業所の利用方法として、その土地建物全てを用いることが必要不可欠なものであるとは見受けられなかった。旧営業所は、平成26年に新営業所が供用された以降、約8年間にわたり、上述の利用がなされているが、JR藤沢駅から徒歩圏内に存する好立地であることに鑑み、より積極的な利活用が求められる。</p> <p>旧伊勢原水道営業所は、一部、厚木水道営業所の書庫及び災害用備品の保管場所等として利用されているものの、その余は第三者に貸し出され、水道業務のために利用されていない。その一方で、その維持管理全般は、厚木水道営業所が担う形となっている。</p> <p>いずれの固定資産も行政資産に区分されており、水道事業を運営する上で必要性はあるものの、現に水道事業の用に供している程度は低いから、前述した遊休資産とともに、適正かつ効率的な運用又は処分を検討していくことが望まれる。 (令和4年度包括外部監査結果報告書P86)</p>	<p>藤沢水道営業所の旧営業所は、量水器（メーター）の保管や受け渡し場所、資機材倉庫、業務用車両及び来庁者用駐車場として利用している。</p> <p>また、旧伊勢原水道営業所については、厚木水道営業所の書庫及び資機材倉庫として使用しているほか、寒川浄水場伊勢原分室が所在し、平塚、大磯、二宮、厚木及び伊勢原方面のポンプ所の維持管理・更新を担う拠点として機能している。</p> <p>建物の老朽化が進んでいる現状などを踏まえ、両行政資産の適正かつ効率的な運用等に向けた今後のあり方について検討を進めていく。</p>	<p>財産管理課、経営課（藤沢水道営業所、厚木水道営業所）</p>
<p>14 応急給水の準備</p> <p>漏水事故等による突発的な緊急断水などの場合には、水道施設維持管理マニュアルに従って応急給水を行い、給水車及びポリタンクの活用とともに、ペットボトル水（さがみの水）の配布による給水を検討するとされているが、ペットボトル水（さがみの水）は既に販売されておらず、いずれの水道営業所にもその在庫がない。</p> <p>水道施設維持管理マニュアルから上記の記述を削除し、これに代わる応急給水の必要の有無又は内容を検討することが望まれる。 (令和4年度包括外部監査結果報告書P90)</p>	<p>漏水事故等による突発的な緊急断水などでは、応急給水が必要となる場合があるが、市販のペットボトル水を保有してまでの必要性はないことから、水道施設維持管理マニュアルを令和5年4月に改正し、当該記載部分の削除を行った。（令和5年4月適用）</p>	<p>水道施設課</p>
<p>15 一般用貯蔵品の保有の見直し</p> <p>企業庁の担当者に令和3年度に水道事業全体で使用された一般用貯蔵品を確認してもらったところ、「ヤノジョイント（漏水修理材料）28個」であった。</p>	<p>一般用貯蔵品（漏水修理材料）については、水資源の有効利用や二次災害防止の観点から、迅速な漏水修理を行うため、保有する必要性がある。しかし、老</p>	<p>水道施設課</p>

意 見	対 応 の 内 容	所管室課
<p>必要性がない一般貯蔵品の保有を止めて経費節減及び用地の有効活用を図るために、現在の一般用貯蔵品を保有する必要性の有無・その必要性のある場合、保有する種類・数量につき再検討することが望まれる。</p> <p>(令和4年度包括外部監査結果報告書P93)</p>	<p>朽管の更新により、漏水発生のリスクも減少してきており、意見の内容を踏まえ、一般用貯蔵品として保有する種類・数量について、令和5年度中を目途に検討する。</p>	
<p>16 新たに布設する水道管の耐用年数を100年以上と見込む管路更新計画の慎重な検討</p> <p>水道管の耐用年数が100年以上であることは、将来的な水道管更新の要否、更新費用の予測、ひいては将来的な水道料金の算定においても不可欠の前提条件となっている。</p> <p>耐用年数の根拠は、日本水道協会等から公表されている関連情報、メーカーの資料などとのことであった。</p> <p>しかし、水道管の塗料について指定外原料を使うなど、品質認証に係る不適切行為が発覚し、水道管工事を一時中止する事例が生じた例もあり、メーカー情報を全面的に信用するのは慎重になる必要がある。また、水道管の耐用年数には、水質条件や布設される土壤の腐食性も影響を与えるところ、給水区域が広域であるという特徴を有する神奈川県においては、地域による水質条件や土壤の性質も多様であるものと考えられる。</p> <p>今後、より具体的な更新計画を策定し遂行していく上で、給水区域における水質条件及び土壤の性質の違い等が水道管に与える影響についても検討し、一律に耐用年数を100年以上とすることの合理性について慎重な調査・検討がなされることが望まれる。</p> <p>(令和4年度包括外部監査結果報告書P102)</p>	<p>水道管の耐用年数については、厚生労働省や日本水道協会などから、100 年以上と公表されている。</p> <p>この 100 年の根拠となるものは、ダクタイル鉄管を製造している会員企業によって組織された「日本ダクタイル鉄管協会」が全国約 3,000 地点での腐食に関する調査データや実験室における促進試験結果を基に推定した結果である。</p> <p>この調査データは地中に水道管を直に埋設した状態で得られた結果だが、企業庁ではさらに水道管の外側にポリエチレンスリーブを装着し、水道管の防食に万全を期すことで、100 年以上の耐用年数を確保できると考えている。</p> <p>なお、土壤の性質や地下水等の影響が推定を超える場合も想定されるため、当該協会の最新の知見や近隣事業者の耐用年数の設定動向を注視するとともに、必要に応じ、掘削して管の状況を確認していく。</p>	計画課、水道施設課
<p>17 寒川第2浄水場の廃止決定に伴う具体的対応方針の策定</p> <p>神奈川県営水道事業経営計画における県営水道施設整備のロードマップでは、寒川第2浄水場を令和12年度を目指して廃止する方針が示されている。</p> <p>一方で、経営計画においては、施設や設備の適切な更新・維持管理として、工事総額約23億円をかけて中央監視等の更新工事を平成31年度～令和3年度の3か年の計画で行っており、廃止が計画されている施設への大規模な更新工事が行われている。</p> <p>令和3年度末における寒川浄水場の固定資産残高は約236億円、令和12年度末までに償却計算が終了する固定資産残高の合計約61億円で、固定資産</p>	<p>寒川第2浄水場は運用を継続する寒川第3浄水場と一体で運用しており、分離できない設備については一体で更新せざるを得ないが、個別に対応できる設備については、極力、抑制的な更新となるよう検討を行い、また、一部の部品交換等を行うことで機器の延命化を図るなど、廃止時に向けて過剰な投資とならないように取り組んでいく。</p> <p>寒川浄水場の廃止については、具体的な廃止方法や時期、廃止後のキャッシュ・フローの変化</p>	浄水課（寒川浄水場）

意 見	対 応 の 内 容	所管室課
<p>残高全体(約236億円)の約26%、償却資産全体(約211億円)の約29%に留まる。</p> <p>第7章の第3の8(2)のとおり上記更新工事は必要性があり不相当とは言い難いが、今後においては、廃止が前提となる施設に対する不必要的若しくは高額な又は廃止予定年数を超える耐用年数となるような設備投資がなされることが無いよう、慎重な計画の策定が望まれる。</p> <p>また、寒川第2浄水場の廃止によって、固定資産の転用、売却又は廃棄した場合に変化が生じると思われるキャッシュ・フローを考慮した経営計画を策定していく必要があり、そのためには、固定資産の減損損失を計上する時期、減損の測定及び減損額の会計処理等についても検討が求められる。</p> <p>上記の寒川第2浄水場の廃止に伴う更新工事の慎重な検討及び固定資産の除却による事業経営計画への影響の考慮が求められることからすれば、早期の段階で、寒川第2浄水場廃止の具体的な方法、固定資産の転用、売却又は廃棄の方針等が具体的に決定されることが望まれる。なお、この点は、寒川第3浄水場が、寒川第2浄水場廃止後、さらにその廃止が想定されていることから、具体的な方針の決定が速やかに行われることが望まれる。</p> <p>(令和4年度包括外部監査結果報告書P105)</p>	<p>を考慮した水道事業経営計画や、固定資産の減損の会計処理等も含め、関係各所との調整を図っていく。</p>	
<p>18 水道料金体系等の見直し</p> <p>現在の料金体系は、水需要が急拡大していた時代を背景に昭和40年代に形作られたもので、これまでに50年以上が経過し当時と比較して水需要や社会経済状況など時代背景が大きく変化しているため、合理的な料金体系の見直しを図ることが望まれる。また、事業費の大幅な増加と人口の減少は目前に迫っていると考えられることから、水道料金の値上げも検討せざるを得ない状況になることも考えられる。なお、その場合であっても、県営水道の規模縮小の推進を含む合理的なコスト削減を実施することにより将来の水道料金の上昇の抑制に繋げていくことが望まれる。</p> <p>(令和4年度包括外部監査結果報告書P107)</p>	<p>令和4年3月に神奈川県営水道事業審議会を設置し、水道料金のあり方についても調査・審議が行われている。令和5年内に答申が出される予定であり、それを踏まえ、県営水道では水道料金体系等の見直しを検討していく。</p> <p>また、業務の見直しなどにより、経営の効率化を図ることはもとより、水源を同じくする5事業者（神奈川県内広域水道企業団、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県企業庁）が連携し、基幹施設である浄水場のダウンサイ징等により、将来の更新費用等を削減することで、水道料金の上昇の抑制につなげていく。</p>	経営課

意 見	対 応 の 内 容	所管室課
<p>19 水道における新技術の研究に関する総合的計画策定</p> <p>経営計画においても、将来的に給水人口の減少等による水道料金収入が減少することが見込まれている中で、新技術の導入により、事務を効率化し、ひいては必要経費の削減につなげることは重要な対策となることが期待される。</p> <p>しかし、現状における新技術の研究の計画策定プロセスは、各所管部署が研究内容を提案して主導し、また、いずれの分野の研究を重点的に行うか等、技術研究についての総合的な整理を行う部署はないとのことであった。</p> <p>そこで、技術研究について重点事項や優先順位の設定と予算付けという総合的計画を策定すること及び当該計画を策定する取りまとめ機関(部署)が設けられることが望まれる。</p> <p>(令和4年度包括外部監査結果報告書P109)</p>	<p>水道事業の効率的な運営や人口減少の進展等により深刻化する担い手不足への対応のためにも、水道における新技術の研究・導入の取組が不可欠であると考えている。</p> <p>そのため、水道における新技術について、優先順位や重点事項を明確にした上で、今後策定していく長期構想や5年程度を計画期間とする経営計画に位置付けていく。なお、長期構想及び経営計画の取りまとめは、経営課で行っていく。</p>	経営課
<p>20 箱根地区水道事業包括委託における費用削減効果の検証結果の活用</p> <p>同委託の主目的が、委託された民間企業が、水道事業全般を実施することによって、水道運営のノウハウを習得し、事業展開できるように支援する、新たな公民連携モデルづくりへ繋げることであることは疑問を挿むものではない。</p> <p>一方で、当該委託の導入に当たっては業務運営の効率化や導入によるコスト削減を調査しており、このような効果も企図しているものと思われる。また、箱根地区水道事業包括委託（第2期）は5年度で約47.6億円の事業費を見込んでいる事業であり、その経済的なメリットや合理性を検証しその結果を活用することは公営企業として当然に求められることもある。</p> <p>今後は、箱根地区水道事業包括委託の費用削減効果についての検証結果を活用し包括委託という手法による経済性についても検証して当該手法の活用可能性の検討を行っていくことが望まれる。</p> <p>(令和4年度包括外部監査結果報告書P111)</p>	<p>箱根地区水道事業包括委託については、第2期が終了する令和6年3月の後、事業全体の振り返りを行い、包括委託による手法の有用性や費用削減効果も含めて検証していく。</p>	浄水課
<p>21 内部統制評価の方法の改善</p> <p>ア 個別リスクの洗い出し</p> <p>実施要領上、個別リスクの把握等は任意で実施することとされているものの、水道事業を担う企業庁の特殊性や重要性を踏まえると、各所属において積極的に個別リスクの洗い出し及び対応策等を実施することが望まれる。</p> <p>イ 内部統制評価の方法</p> <p>総務省のガイドラインに従えば、内部統制評価に当たっては、①「全般的な内部統制体制の</p>	<p>「ア 個別リスクの洗い出し」については、令和5年度から、全所属において個別リスクの洗い出し及び対応策を実施している。</p> <p>「イ 内部統制評価の方法」については、これまでの業務レベルの内部統制の整備状況及び運用状況の評価に加え、全庁的な内部統制体制の整備状況及び</p>	総務室

意 見	対 応 の 内 容	所管室課
<p>整備状況」、②「業務レベルの内部統制の整備状況」、③「内部統制の運用状況」について評価を行う必要があるものと考えられる。</p> <p>『令和2年度神奈川県企業庁内部統制評価報告書』には、業務レベルの内部統制評価についての記載されており、また、企業庁総務室へのヒアリングの結果、同年度の内部統制評価は、各所属において評価対象期間に発生した不適切事項について、リスク一覧に当てはめてリスク評価シートを作成して報告する方法によって行われたということであった。したがって、同年度の内部統制評価は、「業務レベルの内部統制の運用状況」の評価を中心に行っていたものと評価することができる。</p> <p>企業庁における内部統制評価は、令和3年度に初めて実施されたものであり、また、上記のとおり任意に行われるものであるため、過度な負担となることは避けるべきであるが、他自治体の内部統制評価報告書を参考にするなどして、今後、内部統制評価の方法を確立していくことが望まれる。</p> <p>(令和4年度包括外部監査結果報告書P129)</p>	<p>運用状況の評価を実施し、評価結果は、令和4年度神奈川県企業庁内部統制評価報告書（令和5年11月公表予定）に記載することとした。</p>	
<p>22 計算ツールの統一化</p> <p>本庁の各課は、各出先機関に対し、所定の計算ツールを配布し、各出先機関もそのツールの存在を認識してはいるが、各出先機関独自の計算ツールは、過去のデータが入力済みであり、使い慣れていることもある、結局はこれを使用している実態が把握された。この結果、計算ツールが適時に更新されず、これを使用する担当者の裁量や技量によって結果が左右されることになる。</p> <p>統一的で効率性のある事務運営及びミスの発生防止の観点から、順次、計算ツール（業務支援ツール）を統一化することが望ましい。そのためには、所管課が適宜出先機関を指導し、又は、担当職員に対する研修を徹底することが考えられる。</p> <p>(令和4年度包括外部監査結果報告書P135)</p>	<p>各出先機関に対し、業務所管課で配布している業務支援ツールを使用するよう令和5年7月に指導を行った。</p> <p>今後も、ツールの更新の際には最新のツールの格納場所、更新内容等を周知し、制度改正等に伴う変更もれが生じないよう対応の徹底を図る。</p>	情報管理課
<p>23 財務事務の執行に係る資料・情報のより安全な管理</p> <p>リスクの高い情報を大量に管理していることを勘案すると、管理の安全性をより高めることが望まれる。</p> <p>例えば、関係者以外の者が情報の保管場所へ容易に接近することができないようにすること、保管場所の施錠の確認を徹底すること、事後的に照会された場合に対応するため、減免資格を喪失した者に係る減免手続関連情報を一定期間保存する取扱いがされているが、それが長期間にわたると情報漏えいのリスクが高まるので、保管期間を限</p>	<p>キャビネットの施錠確認について、令和5年2月に、各水道営業所に対し周知徹底を図った。</p> <p>また、書類の保管期間については、神奈川県企業庁行政文書管理規程に基づき設定することになるが、情報漏えいのリスクと減免手続に関する書類の重要性等を勘案しつつ、令和5年度中に整理していく。</p>	経営課

意 見	対 応 の 内 容	所管室課
定的に定めることなどが考えられる。 (令和4年度包括外部監査結果報告書P136)		